

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月31日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第1号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に掲げる団体	略 公益財団法人佐賀県スポーツ協会	条例第2条第1項第1号に掲げる団体	略 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 <u>公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。